

標 題：

1974年海上人命安全条約の一部改正

NK テクニカル インフォメーション

No. 9 8

平成 3 年11月14日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり、1989年4月にIMO海上安全委員会で採択されました1974年海上人命安全条約(1974 SOLAS)の一部改正(MSC.13(57))が1992年2月1日に発効します。同改正は、1992年2月1日以降建造される国際航海に従事する500GT以上の船舶に適用されますので、今後このような船舶の設計に際しては、十分ご注意ください。ご参考までに、主な改正項目を添付致します。

なお、この改正条文の内容は弊会の鋼船規則にも取り入れられる予定です。

以上

添付 1974年海上人命安全条約改正項目



1974年海上人命安全条約改正項目

II-1/12-1	規則	タンカー以外の貨物船に対する二重底構造。
II-1/21	規則	乾舷甲板の閉囲された貨物区域からの排水。
II-1/23-1	規則	水密隔壁に設けられる全ての水密戸への表示器。水密戸及び舷側諸口の戸の開閉状態の船橋への表示。
II-2/ 4	規則	非常用消火ポンプの全吸込揚程及び実質吸込揚程。消火ホースの材質。
II-2/13-1	規則	試料抽出式煙探知装置の一般要件、設置要件及び設計要件。
II-2/15	規則	実施上の理由により燃料油タンク測深管上端を機関区域に設ける場合の測深管の要件。
II-2/18	規則	ヘリコプタ甲板の防火構造。
II-2/38	規則	自走用の燃料をタンクに有する自動車を積載する貨物区域（特殊分類区域以外）への固定式火災探知警報装置又は試料抽出式煙探知装置の設置。
II-2/40	規則	近付くことができないと認められた貨物区域への固定式火災探知警報装置又は試料抽出式煙探知装置の設置。
II-2/44	規則	危険性が低い業務区域、危険性が高い業務区域の定義。
II-2/50	規則	居住区域、業務区域に取り付けられる不燃性の隔壁、内張り及び天井張りの厚さ。
II-2/53	規則	ロールオン・ロールオフ貨物区域に設置する固定式火災探知警報装置の応答時間。 ロールオン・ロールオフ貨物区域以外で自走用の燃料をタンクに有する自動車を積載する貨物区域への試料抽出式煙探知装置の設置。
II-2/54	規則	危険物を運送する船舶でロールオン・ロールオフ貨物区域への固定式火災探知警報装置、その他の貨物区域への固定式火災探知警報装置又は試料抽出式煙探知装置のいずれかの設置。
II-2/55	規則	イナートガス装置が要求されないケミカルタンカー及びガス運搬船。
II-2/56	規則	区域の配置及び隔壁。
II-2/58	規則	危険性が低い業務区域、危険性が高い業務区域の定義。
II-2/59	規則	固定式イナートガス装置を備えている船舶のパーキングの後のガスフリー操作、固定式イナートガス装置を備えていない船舶の可燃性蒸気の排出操作。
II-2/62	規則	燃焼ガス方式及び専用イナートガス発生装置を有する方式の両方のイナートガス装置に対する可視可聴警報器。 専用のイナートガス発生装置を有する固定式イナートガス装置への追加の可視可聴警報器。